

① 件 名
石巻市 PPP/PFI 導入基本方針の策定について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 平成 27 年 12 月、国は人口 20 万人以上の地方公共団体に対し、平成 28 年度末までに「PPP/PFI 手法導入を優先的に検討する規程」の策定を要請した。その後、令和 3 年 6 月には策定対象を人口 10 万人以上の地方公共団体に拡大し、PPP/PFI の導入・検討を促進してきた。 本市では、東日本大震災以降は復興財源を活用した公共施設の整備を行ってきたが、復旧・復興事業の完結に伴い、今後はより一層の財源確保・経費削減が求められる。また、復旧・復興事業により整備した数多くの公共施設については、市民サービスの向上を図りつつ効率的・効果的な運営が求められるほか、今後増加が見込まれる遊休公共施設についても、積極的な利活用を行う必要がある。 職員数の減少が進む中、これらの課題を解決するためには、民間事業者の活力やノウハウを活用することが非常に有効と考えられ、官民連携の取組をより推進させる必要があることから、PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討するための方針の策定に至った。 【目的】 石巻市 PPP/PFI 導入基本方針（以下「方針」という。）に基づき、事業実施の際に従来型手法と PPP/PFI 手法の比較を行うことで、最適な手法の選択を可能とし、サービス向上、経費削減、財源確保等を図る。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 なし 【〔総合計画との整合性 総合計画との位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 6 年 4 月 内閣府による「優先的検討規程運用支援」採択 7 月 方針策定開始 12 月 方針策定に係る PPP/PFI 事業関係課との意見交換会
⑤ 主な内容
本方針は、民間の資金、活力、ノウハウ等を活用できる事業の実施に際し、PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、公共施設の整備等を自ら行う従来型手法に優先して検討を行うために必要な事項を定めるものである。 1 対象となる事業分野 (1) 公共施設整備・維持管理運営事業 公共施設等の整備又はその維持管理・運営等を通じて、市民等に対して行われる役務の提供その他公共の利益の増進に資する事業 (2) 公有財産利活用事業 未利用の土地・建物のうち、現時点で当面、本市による利用予定がないものを対象に、周辺地域のまちづくり、地域課題の解決、市の歳入確保等を目的に一定の条件を付し、貸付や売却を行う事業 2 庁内推進体制 (1) 事業所管課 個別事業における PPP/PFI 導入の検討、予算の確保等を行う。

(2) 制度所管課

総務部行政経営課を制度所管課として位置付け、PPP/PFI の情報提供、庁内における事業の取りまとめ等を行う。

(3) 庁内検討組織

石巻市 PPP/PFI 導入検討委員会（以下「検討委員会」という。）において、全庁的な視点から PPP/PFI 導入の適否等について審議する。

※検討委員会について

- ・設置目的：PPP/PFI 手法の導入に関する審議（導入の適否等）を行うため
- ・構 成 員：総務部次長（委員長）、復興企画部次長、産業部次長、建設部次長、教育委員会事務局次長、委員長が指名する総合支所長 1 名 合計 6 名

3 優先的検討プロセス

両事業においてステップ 0 からステップ 4 までの検討を行い、PPP/PFI 手法導入の適否を決定する。

(1) 公共施設整備・維持管理運営事業

ステップ 0	事業発案	公共施設等整備のための基本構想・基本計画を策定するときなどを検討開始時期とする。
ステップ 1	優先的検討の開始	事業費要件・事業内容要件により、優先的検討の対象事業となるか確認する。
ステップ 2	適切な手法の選択	当該事業に適した PPP/PFI 手法を選択する。
ステップ 3	簡易な検討	事業所管課が定性評価・定量評価を行い、PPP/PFI 手法の導入が適しているか検討する。
ステップ 4	詳細な検討	簡易な検討で PPP/PFI 手法が適していると判断した場合、コンサル等により詳細な検討を行う。詳細な検討結果（PPP/PFI 手法導入の適否）は検討委員会に諮り審議する。

(2) 公有財産利活用事業

ステップ 0	事業発案	未利用の公有財産の有効活用を検討するときを検討開始時期とする。
ステップ 1	優先的検討の開始	各種要件により、優先的検討の対象財産となるか確認する。
ステップ 2	対象財産の取扱方針の整理	処分（売却）するか、処分しないか（貸付）を判断する。
ステップ 3	簡易な検討	事業所管課が定性評価を行い、PPP 手法（売却・貸付）の導入が適しているか検討し、利活用の適否を決定する。
ステップ 4	詳細な検討	詳細な検討の実施が必要と判断した場合、コンサル等により詳細な検討を行う。詳細な検討結果（PPP 手法導入の適否）は検討委員会に諮り審議する。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

- ・低廉かつ良質な公共サービスの提供
- ・財政負担の平準化
- ・財政収入の増加
- ・新しい官民パートナーシップの形成とそれによる地域課題の解決
- ・民間の事業機会創出を通じた地域経済の活性化

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

県内他自治体の策定状況（令和 6 年 3 月末時点）
宮城県、仙台市、栗原市、大河原町、村田町、亘理町

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日		
令和7年	2月	方針策定 担当者説明会の開催
	3月	石巻市 PPP/PFI 導入検討委員会設置要綱策定
	4月	方針の運用開始
⑨ その他		